

2018(平成 30)年度入学者選考における適性試験の最低基準点について

本法科大学院の 2018(平成 30)年度入学者選考における適性試験の最低基準点は、**138 点**とします。

適性試験の最低基準点の入学者選考における位置づけは各法科大学院により異なりますが、本法科大学院の場合には、適性試験の最低基準点は出願可否に全く影響しません。出願された後、合否判定において、最低基準点を下回る方については、原則として不合格とする扱いにとどまります。詳しくは、本法科大学院の『平成 30 年度 学生募集要項』をご覧ください。

募集要項の請求は[こちら](#)